

## 1. 大飯地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域における原子力災害対策重点区域（概ね半径30kmの範囲）の人口は155,236人（平成31年4月現在）。
- PAZ内の人口はおおい町（福井県）726人、小浜市（福井県）258人。
- UPZ内の人口は福井県、京都府及び滋賀県の関係11市町154,252人。



関係府県	PAZ内 (概ね5km)	UPZ内 (概ね5~30km)	合計
福井県	984人	71,127人	72,111人
京都府	—	82,628人	82,628人
滋賀県	—	497人	497人
合計	984人	154,252人	155,236人

【UPZ2市町】  
福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町  
京都府 舞鶴市、綾部市、南丹市、京丹波町、京都市  
滋賀県 高島市

出典：国土地理院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>）  
「白地図」（国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>）をもとに内閣府（原子力防災）作成）

## 2. 原子力災害対策指針における緊急事態の防護措置の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状況等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。

### (1) EAL (Emergency Action Level)による初期対応段階における防護措置

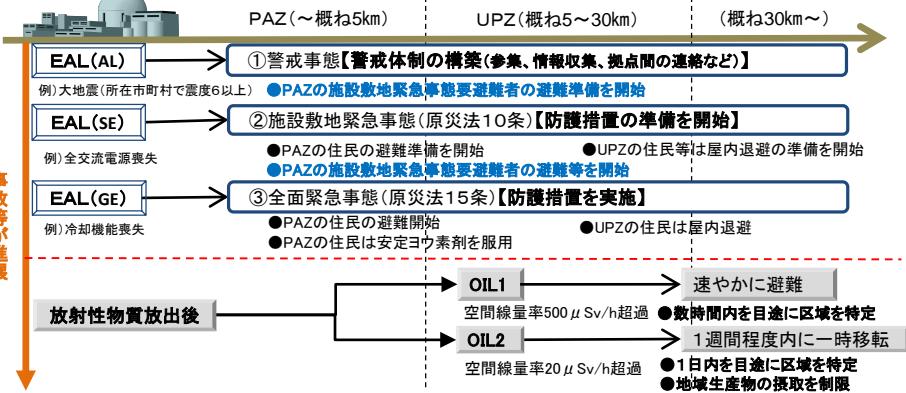
原子力施設の状況等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準 (EAL) を設定。  
EALに基づき、施設敷地緊急事態要避難者は早期の避難等の防護措置を実施。

※PAZの施設敷地緊急事態要避難者は、通常以上の時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。

ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は、速い効果の高い建物等に屋内退避する。

### (2) 緊急時モニタリングの実施／OIL (Operational Intervention Level)に基づく判断

国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ外の住民の防護措置を判断する。



## 3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

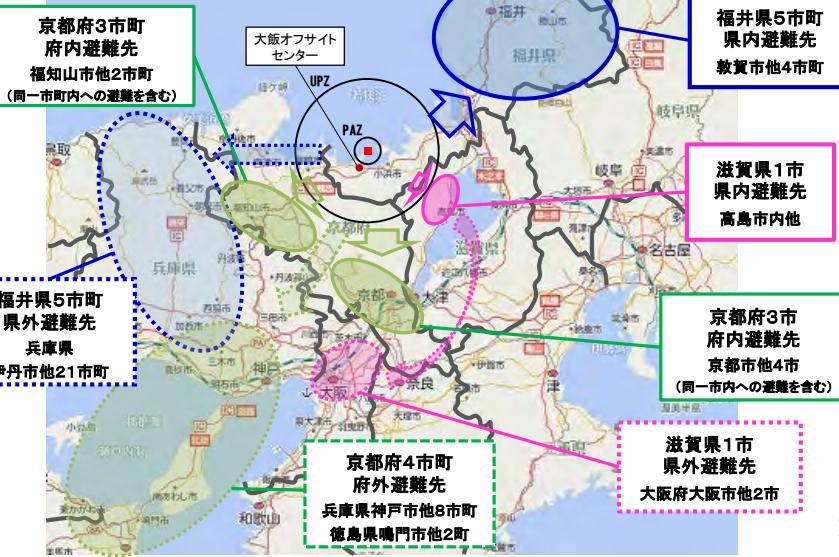
- PAZ、UPZ内の各市町住民の避難先は、府県内外で複数確保。
- 府県を越える避難が必要な場合、避難元府県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された兵庫県、徳島県及び大阪府の避難先で受入れを行う。
- 福井県及び滋賀県は県内避難を基本とする。京都府は避難先の準備状況、避難先までの道路状況の他、気象庁から提供される気象情報などを考慮して避難先を決定する。

### PAZ内市町の広域避難先

PAZ内人口		
おおい町	大島地区	726人
小浜市	内外海地区 とおりかづ 泊、堅海	258人
	合計	984人



### UPZ内市町の広域避難先



区域	種別	対象者数 ※1	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ (発電所から概ね5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始 避難行動要支援者(在宅)	おおい町 58人 小浜市 6人 合計 64人	施設敷地緊急事態要避難者 の避難準備を開始	<避難可能な者:41人> 支援者とともに徒歩、車両で避難 (おおい町41人、小浜市0人)	一時集合場所 (おおい町内2か所) (小浜市内1か所)	バス2台(おおい町2台、小浜市0台) により避難	● 避難行動要支援者は、 指定された福祉避難所 へ避難。 ● 無理に避難すると健康リ スクが高まる避難行動要 支援者は、近隣の放射 線防護施設へ移動。輸 送等の準備完了後、避 難を実施
	避難行動要支援者 (学校・こども園)	おおい町 108人 小浜市 (対象施設無し) 合計 108人	対象施設 おおい町(2施設:108人)	<保護者へ引き渡しができなかった児童等>	おおい町避難先 (県内避難先:敦賀市立粟野中学校 県外避難先:兵庫県川西市立桜が丘小学校)	● 学校・こども園の児童等 は、警戒事態になった時 点で授業・保育を中止し、 保護者へ引き渡す。 ● 保護者へ引き渡しが可 能ない児童等は、施設敷地 緊急事態になった時点で 避難を行い、避難先で保 護者に引き渡す。	
	その他の施設敷地緊急事態要避難者 (妊婦・授乳婦・乳幼児・乳幼児の保護者等)	おおい町 146人 小浜市 46人 合計 192人	避難準備を開始	<おおい町から避難する者> 対象者 おおい町:146人 小浜市:46人	一時集合場所 (おおい町内2か所)	バス4台により避難	● 妊婦・授乳婦・乳幼児等 の避難に時間を要する 者は、施設敷地緊急事 態で避難を開始。
（原災法15条）で避難開始	一般住民 <sup>※3</sup>	おおい町 726人 小浜市 258人 合計 984人	一般住民の 避難準備を開始	<小浜市から避難する者> 対象者 おおい町:726人 小浜市:258人	一時集合場所 (小浜市内1か所)	バス2台により避難	● 住民はあらかじめ定めら れた避難所へ避難。 ● 自家用車を利用可能な 者は自家用車で避難。 自家用車が利用できな い者は、福井県嶺南地 方のバス会社等が保有 する車両で避難。

※1 PAZ内に医療機関、社会福祉施設なし。 ※3 一般住民の対象者数は、PAZ内住民の人口。

区域	種別	対象者数	屋内退避／一時移転等の流れ				備考
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
UPZ (発電所から概ね5~30km圏内)	避難行動要支援者 (医療機関)	福井県 833人 京都府 979人 滋賀県 (対象施設なし) 合計 1,812人			<p>屋内退避 (20施設: 1,812人) → 一時移転等 対象病院 → 避難先医療機関 (43施設)</p> <p>一時移転等 の指示</p> <p>バス・福祉車両(職員同乗)により避難</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設毎の避難計画は策定済み。</li> <li>福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (社会福祉施設)	福井県 1,275人 京都府 1,299人 滋賀県 390人 合計 2,964人			<p>屋内退避 (79施設: 2,964人) → 一時移転等 対象福祉施設 → 避難先福祉施設 (216施設)</p> <p>一時移転等 の指示</p> <p>バス・福祉車両(職員同乗)により避難</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県では、避難元施設ごとに受入施設を事前設定。</li> <li>京都府では、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が受入施設を調整・確保。</li> <li>滋賀県では、滋賀県の調整により受入施設を確保。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (在宅)	福井県 3,514人 京都府 5,221人 滋賀県 49人 合計 8,784人			<p>屋内退避 (8,784人) → 一時移転等 対象者 → 府県内避難先施設 (355施設) / 府県外避難先施設 (472施設)</p> <p>一時移転等 の指示</p> <p>バス・福祉車両(支援者同乗)により避難</p> <p>※介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福祉避難所等を確保。</p>	福祉避難所	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時移転等が必要となった避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。</li> <li>なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、福井県においては、関係機関と調整し福祉避難所等を確保。京都府においては、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」が福祉避難所等を確保。滋賀県は、避難先に設置している福祉避難コーナーを利用。</li> </ul>
	避難行動要支援者 (学校・保育所・幼稚園等)	福井県 10,364人 京都府 12,310人 滋賀県 4人 合計 22,678人	対象施設 (152施設)	保護者引き渡し開始	<p>屋内退避 (152施設: 22,678人) → 一時移転等 対象学校等 → 府県内避難先施設 (355施設) / 府県外避難先施設 (472施設)</p> <p>一時移転等 の指示</p> <p>バス(教職員同乗)により避難</p> <p>&lt;引き渡しきできなかった児童等&gt;</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。</li> <li>保護者へ引き渡しができない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避を行い、その後、一時移転等の指示に基づき避難先へ避難し、保護者に引き渡す。</li> </ul>
	一般住民 <sup>※2</sup>	福井県 71,127人 京都府 82,628人 滋賀県 497人 合計 154,252人			<p>屋内退避 (154,252人) → 一時移転等 対象者 → 府県内避難先施設 (355施設) / 府県外避難先施設 (472施設)</p> <p>一時移転等 の指示</p> <p>自家用車、バス等により避難</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に設定している避難先へ一時移転等を実施。</li> <li>自家用車や関係府県等が準備したバス等により避難。</li> </ul>

※1 OIL基準に基づく避難等や一時移転のこと。

※2 一般住民の対象者数は、UPZ内住民の人口。

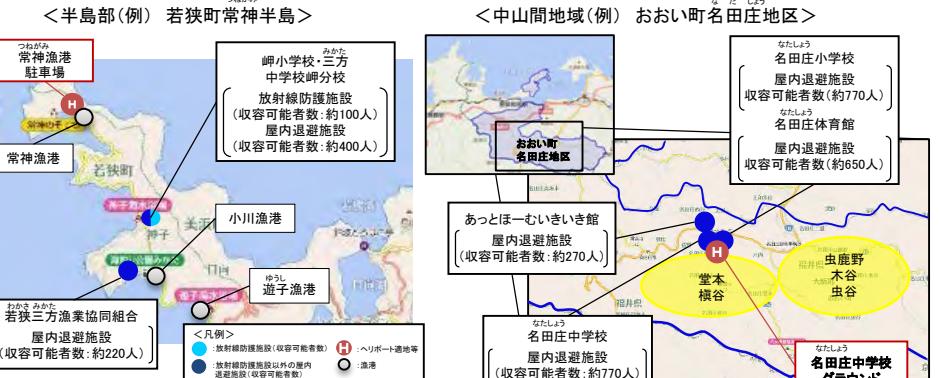
## 1. PAZ内の半島部(福井県おおい町、小浜市)における対応

- 自然災害等によりPAZ内の住民が孤立した場合、避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内避退施設にて屋内避退を実施し、その後、船舶やヘリコプターにより海路及び空路による避難を実施。なお、関西電力においても、船舶やヘリコプターを確保し、海路及び空路による避難を支援する。  
また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。



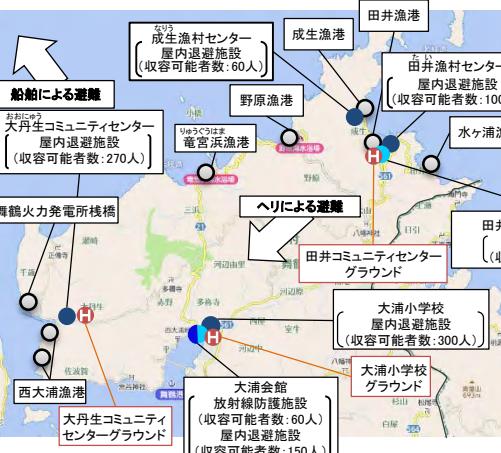
## 2. 福井県におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内避退を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。  
UPZ内の半島部において、自然災害の発生等により住民が孤立した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）や漁港を活用し、空路や海路による避難を実施。また、空路や海路での避難体制が整うまでは放射線防護施設を含む屋内避退施設にて屋内避退を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。  
UPZ内の中山間地域においても、集落へのアクセス道が寸断され、住民が孤立化した場合には、臨時ヘリポート（夜間対応可）を活用し、空路による避難を実施。  
また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。  
京都府、滋賀県における半島・山間地域における対応も同じ。

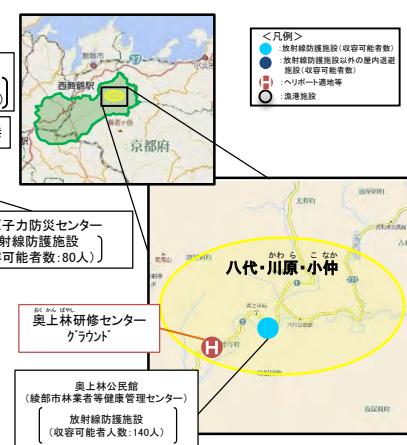


## 3. 京都府におけるUPZ内の半島部、中山間地域における対応

## &lt;半島部(例) 舞鶴市大浦半島&gt;

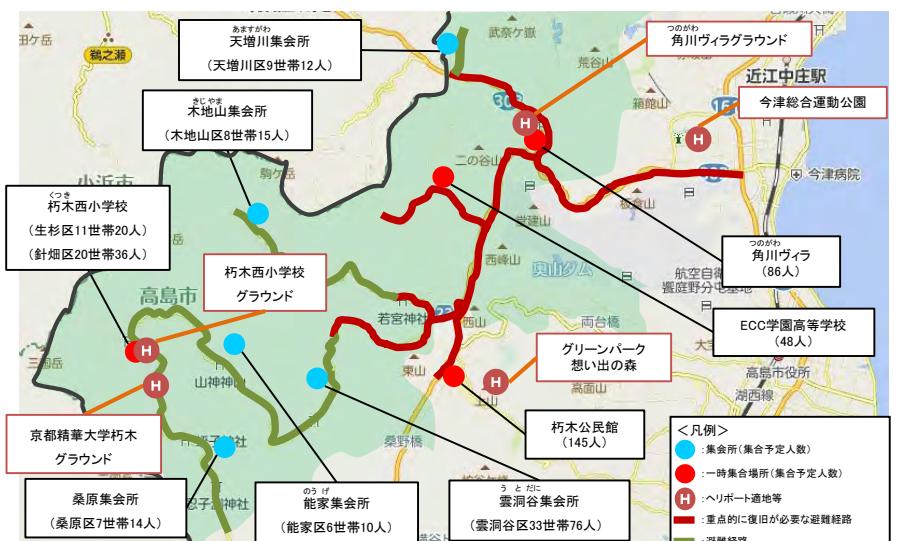


## &lt;中山間地域(例) 綾部市奥上林地区&gt;



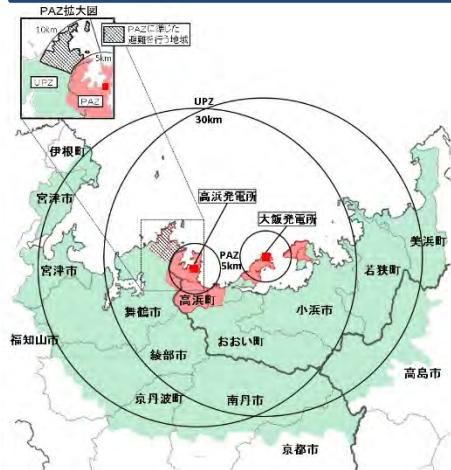
## 4. 滋賀県におけるUPZ内の山間地域における対応

## &lt;高島市山間地域が自然災害等により孤立した場合の対応&gt;



## 1. 大飯地域及び高浜地域の原子力災害対策重点区域

- 大飯地域及び高浜地域における原子力災害対策重点区域は、PAZは重なりではなく、大飯地域のPAZは福井県おおい町、小浜市、高浜町、京都府舞鶴市。
- 両地域のUPZ内は、大部分が重なっており、福井県、京都府、滋賀県の8市6町にまたがる。

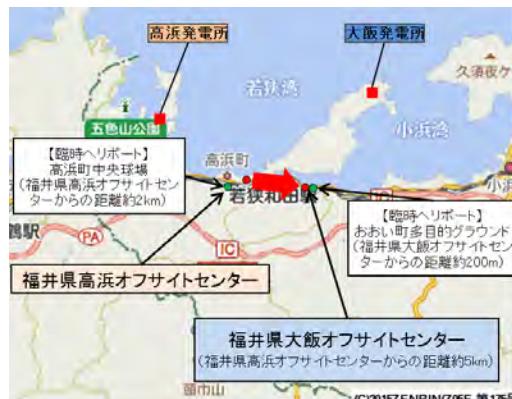


関係府県	大飯地域のみ UPZ内	両地域共通の UPZ内	高浜地域のみ UPZ内	合計
	(概ね5~30km)			
福井県	20,514人	42,962人	0人	63,476人
京都府	314人	81,768人	33,840人	115,922人
滋賀県	497人	0人	0人	497人
合計	21,325人	124,730人	33,840人	179,895人

**【UPZ市町】**  
福井県 おおい町、小浜市、高浜町、若狭町、美浜町  
京都府 舞鶴市、京都市、綾部市、南丹市、京丹波町、福知山市、宮津市、伊根町  
滋賀県 高島市

## 2. 事故対応の一元化

- 高浜発電所の単独の故障以外については、国の要員等の参集が地理的に容易である大飯オフサイトセンターに一元化し、対応にあたる。
- 要員の集約先等の判断は、事故警戒本部本部長（原子力規制委員会委員長及び内閣府政策統括官（原子力防災担当））が、原子力事業者等より報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された際に、大飯発電所及び高浜発電所の事態進展の状況を踏まえて判断する。
- 既にオフサイトセンターに参集している要員は、この判断の後、速やかに集約先の大飯オフサイトセンターへ移動を開始する。



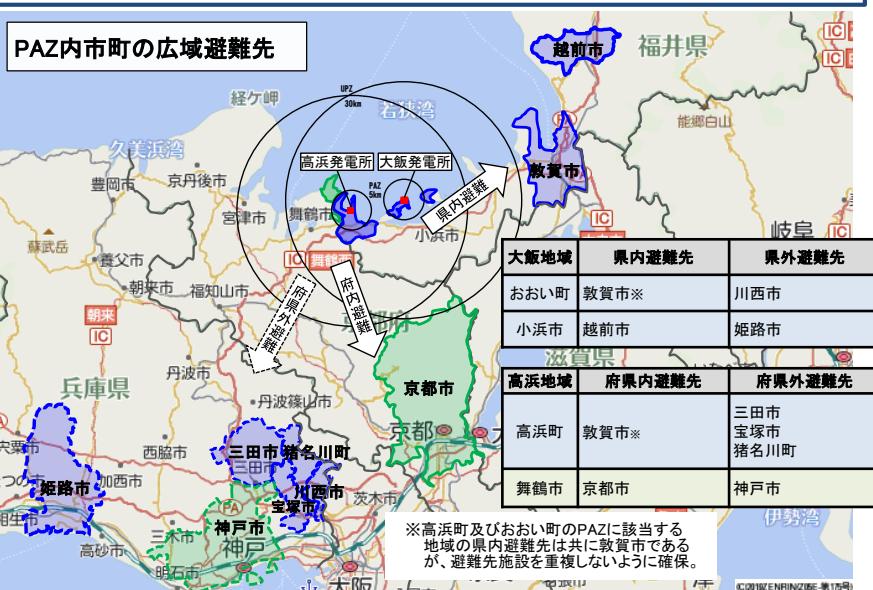
<要員の集約先(国要員等の派遣先)>

大飯発電所		
警戒事態の解除	故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	不明
高浜発電所	福井県大飯オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
故障要因による警戒事態の発生、そのおそれ	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター
不明	福井県高浜オフサイトセンター	福井県大飯オフサイトセンター

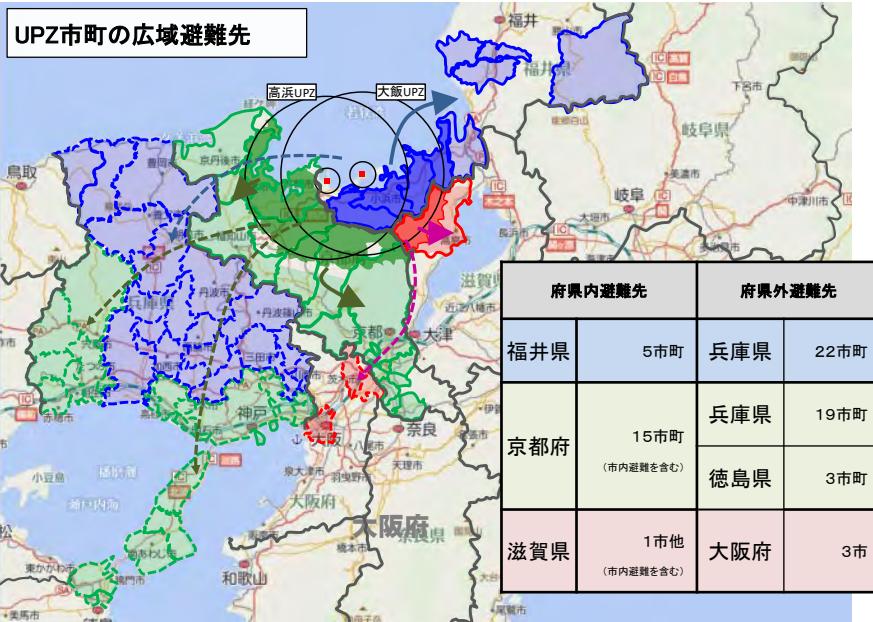
## 3. PAZ及びUPZの関係府県における広域避難先

- 大飯地域及び高浜地域のPAZ内、UPZ内の住民の県内避難先及び県外避難先は、重複なく確保済み。

### PAZ内市町の広域避難先

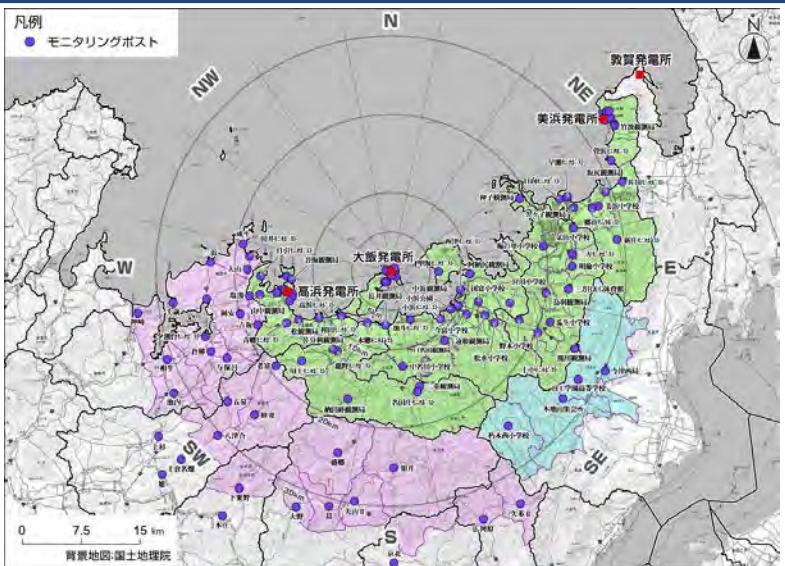


### UPZ市町の広域避難先



## 1. 大飯地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施単位

- 緊急時モニタリング地点100地点を設定し、そこで測定された実測値に基づき迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



## 2. PAZ内の安定ヨウ素剤の事前配布

- 福井県おおい町及び小浜市では、安定ヨウ素剤の住民説明会を開催し、同時に事前配布を実施した。福井県では平成31年4月現在、723人に配布した。今後も継続して、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのセリーグ状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



地区	住民数(人)	配布者数(人)
おおい町大島地区	726	505
小浜市内外海地区	258	218
合計	984	723

## 3. 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄と緊急配布

- 福井県、京都府及び滋賀県では避難住民に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、備蓄を実施。また、併せて、乳幼児向けのセリーグ状安定ヨウ素剤の備蓄を実施。
- 緊急配布は関係府県及び関係市町職員が、備蓄先より一時集合場所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民に順次配布・調製を実施。



## 安定ヨウ素剤備蓄場所

福井県: 52箇所  
京都府: 62箇所  
滋賀県: 134箇所

府県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

## 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

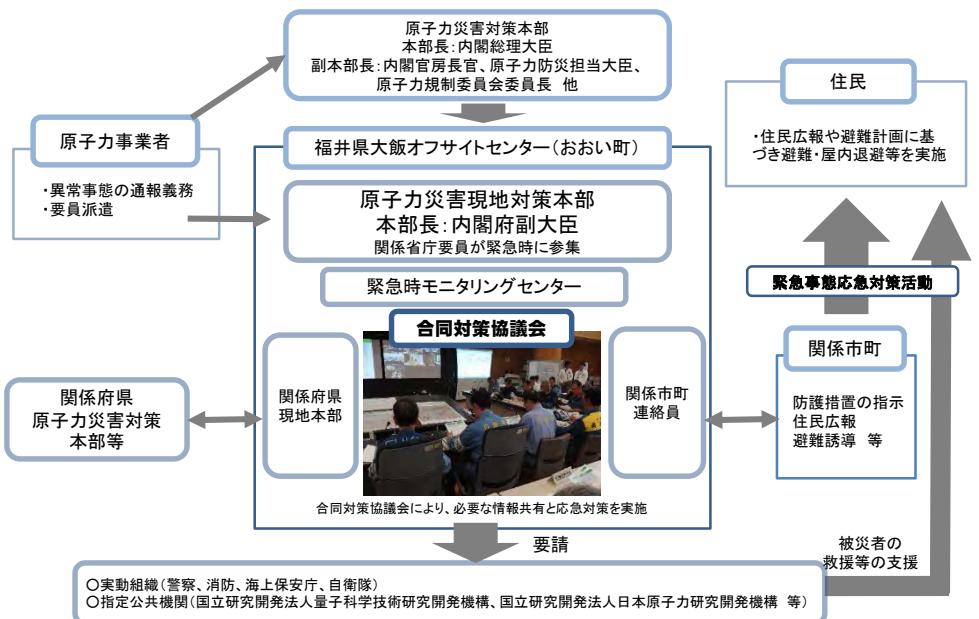
福井県: 計40箇所(一時集合場所等)  
京都府: 計53箇所(一時集合場所等)  
滋賀県: 計13箇所(一時集合場所等)

## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 避難退域時検査は、府県内及び府県外への避難を想定し選定した候補地において実施。なお、バックグラウンド値の上昇等により、当該検査場所が使用できなくなることも想定し、複数の候補地をあらかじめ準備。



### 1. 緊急時対応体制



### 2. 住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、屋内退避、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部から、関係府県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係府県及び関係市町は、防災行政無線、音声告知放送、緊急速報メールサービス、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達。

#### ＜関係府県及び関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段の例＞



### 3. 実動組織の広域支援体制

- 地域レベルで対応が困難な場合は、関係府県、関係市町からの要請を踏まえ、政府をあげて、全国規模の実動組織による支援を実施。
- オフサイトセンターにおいて集約した関係自治体からの様々な要請に対し、原子力災害対策本部（官邸-ERC（原子力規制庁緊急時対応センター））の調整により、必要に応じ全国の実動組織（自衛隊、警察、消防、海上保安庁）による支援を実施。

#### 全国の実動組織による支援

- 警察による警察災害派遣隊
- 消防による緊急消防援助隊
- 海上保安庁による巡回船艇・航空機の派遣
- 自衛隊による災害派遣・原子力災害派遣



### 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

- 福井県・京都府・滋賀県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

#### 警察組織

- 現地派遣要員の輸送車両の先導
- 避難住民の誘導・交通規制
- 避難指示の伝達
- 避難指示区域への立ち入り制限等



#### 消防組織

- 避難行動要支援者の搬送の支援
- 傷病者の搬送
- 避難指示の伝達



#### 海上保安庁

- 巡回船艇による住民避難の支援
- 緊急時モニタリング支援
- 船舶等への避難指示の伝達
- 海上における警戒活動



#### 防衛省

- 緊急時モニタリング支援
- 被害状況の把握
- 避難の援助
- 人員及び物資の緊急輸送
- 緊急時の避難退避時検査及び簡易除染
- 人命救助のための通行不能道路の啓開作業

